

東京高等検察庁検事長の勤務延長に対する会長声明

第1 声明の趣旨

内閣が行った、東京高等検察庁検事長の勤務を延長するとの人事は違法であり、直ちに取消すべきである。

第2 声明の理由

- 1 内閣は、令和2年2月7日、同月に63歳となる東京高等検察庁検事長黒川弘務につき、同年8月7日まで勤務延長するとの人事（以下、「本件延長」という。）を発令した（令和2年2月12日官報第188号9頁）。

本件延長にかかる法的根拠について、内閣総理大臣は、検察官も一般職の国家公務員であり、一般職の国家公務員に適用される、国家公務員法81条の3第1項に基づき、閣議決定した旨を答弁した（内閣衆質201第36号）。

検察官の定年については、検察庁法において、「検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。」と定められている（同法22条）。

人事院任用局長は、昭和56年4月28日、国家公務員に定年制を導入する法案を巡る国会審議の中で、「検察官と大学教官につきましては、現在すでに定年が定められております。今回の法案では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっております。」と答弁している（第94回国会 衆議院内閣委員会議事録第10号24頁）。今般の、内閣の本件延長にかかる説明は、この従来法の法解釈を変更するというものである。

- 2 しかしながら、本件延長を、法令の改正なく、解釈の変更により行うことが可能であるとは解されない。

検察庁法22条は、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、国家公務員法の特例を定めたものとされている（検察庁法32条の2、国家公務員法附則13条）。これは、国家公務員の中でも検察官の職務が、司法作用に密接に関連し、公正に作用することが期待され、政治的勢力から検察権の行使に対する圧力・干渉を排除することが求められることから、国家公務員法とは別にその身分について、特に規定しているのである。

このような検察庁法という特別法が存在するにもかかわらず、敢えて一般法である国家公務員法を適用することは解釈上無理がある。

- 3 次に、内閣が本件延長の根拠とする国家公務員法81条の3は、「職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項

の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。」と定める。

しかしながら、同条は、「定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合」に限定している。つまり、同法によって延長が認められるのは、国家公務員法 81 条の 2 に定める事由により退職する場合であり、およそ検察庁法を根拠として退職する者にこれを適用できるとは解し得ないはずである。

- 4 今回の解釈変更を行った時期についても、人事院給与局長は、当初、令和 2 年 2 月 12 日の衆議院予算委員会において、「現在まで特に議論はなく、解釈は引き継いでいる」旨を答弁したが、同月 19 日、森雅子法務大臣が、要旨、1 月 17～21 日に内閣法制局と、同 22～24 日に人事院とそれぞれ協議し、双方から「異論はない」との回答を得たため、同月 29 日に本件延長を閣議に諮った旨を答弁した後に、「現在まで」の部分「1 月 22 日に法務省から相談があるまでは」と修正する、不自然な答弁をしている。また、解釈変更の経緯を示す文書の存否について、法務省は、同月 21 日の衆議院予算委員会理事会において、かかる解釈の変更の見解を記載した文書を口頭で決裁した旨説明し、森法務大臣も、同月 25 日の同委員会分科会において、「口頭の決裁もあれば、書面の決裁もある」と不合理な答弁を行っている。

一連の国会審議における政府の説明からすれば、今般の本件延長についての解釈変更には、無理がある。

- 5 本件延長にかかる解釈変更を許せば、国会で定めた法律を政府が恣意的に運用することを許すこととなり、法治主義をないがしろにするものである。

また、検察庁は厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行うことを検察の理念に掲げているが、本件延長は、これまで検察の独立性を揺るがし、司法権に政治的な介入を許すことになる。ひいては司法に対する国民の信頼を損なうものであり許されるものではない。

- 6 以上のとおり、内閣は、本件延長にかかる法令の解釈変更は違法であることを認め、直ちに本件延長を取消すべきである。

以上

2020年（令和2年）3月13日

千葉県弁護士会

会長 小見山 大